

# 第65回札幌市緑の審議会

## 議 事 録

日 時：平成24年3月26日（月）午前10時開会  
会 場：札幌すみれホテル 3階 ヴィオレ

## 1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから、第65回札幌市緑の審議会を開催したいと思います。

まだ2名の委員が到着されておられません、こちらに向かっているということで、間もなく到着すると思われま

私は、みどりの推進課長の西川と申します。

本日は、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願

いいたします。議事に入ります前に、まず初めに、本日の審議会は、委員17名中、出席委員数10名ですが、今、2名の方がお越しになると思

## 2. あいさつ

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、審議会の開催に当たりまして、札幌市環境局理事の二木一重よりごあいさつを申し上げます。

○二木環境局理事 皆様、おはようございます。

環境局理事の二木でございます。

第65回札幌市緑の審議会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

まず、昨年7月1日付で委嘱いたしました第17次札幌市緑の審議会の皆様におかれましては、公私にわたり、大変多忙にもかかわらず、委員の就任を快くお引き受けいただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思

います。また、平素から本市の緑化行政にさまざまな角度からご協力をいただいておりますことにも感謝を申し上げたいと思

います。さて、緑の審議会でございますが、昭和52年に設置いたしましてから、これまで35年間、歴代の委員の皆様のご協力によりまして、札幌市の緑化行政におけるさまざまな課題、重要事項についてご審議をいただきま

いりました。直近では、昨年3月に改定いたしました札幌市みどりの基本計画の策定につきまして、2年間の審議をいただき、市長に答申をいただいたところでござ

伴います緑の保全創出地域の変更案等々のご審議をいただきたいと考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、今後とも、本市の緑化行政にさまざまなお力添えとご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 自己紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、第17次緑の審議会委員の第1回目の会議でございますので、委員のご紹介に移りたいと思います。

委員のご紹介につきましては、大変恐縮でございますが、自己紹介の形にさせていただきます。お席の順に、お名前、所属団体、ご専門分野等をお話しくделаいますようお願いいたします。

最初に、近藤委員からお願いいたします。

○近藤委員 近藤哲也と申します。

北海道大学大学院の農学院に所属しておりまして、専門は造園緑地学です。よろしくお願いいたします。

○椎野委員 椎野と申します。

北海道工業大学で教員を務めております。専門は造園学ですが、主に公共造園と申しますか、公園緑地の調査、計画などを主な専門としております。よろしくお願いいたします。

○山本委員 山本裕子です。

北海学園大学工学部社会環境工学科におります。水環境、特に水質について研究しております。前回からの引き続きとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○森本委員 北海道大学農学研究院の森本淳子と申します。

森林の保全と再生を専門にしております。今回が初めての参加となります。よろしくお願いいたします。

○久保田委員 北海道環境財団の久保田と申します。

環境教育と書いてございますけれども、広い意味での環境教育、環境保全活動の支援全般を仕事としております。今回からの参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員 日本野鳥の会札幌支部から参りました山田三夫と言います。

今期から初めてなので、皆さんと一緒にいい会議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○工藤委員 北海道建築士会から参りました工藤と申します。

前回からの引き続きとなります。よろしくお願いいたします。

○安永委員 札幌弁護士会所属の弁護士の安永と申します。

2期目となります。よろしくお願いいたします。

○池上委員 札幌商工会議所の女性会の所属でございます池上喜重子と申します。

私は、池上学院高等学校の校長もしております。何年か前にこの会にしばらく所属しておりました。よろしく願いいたします。

○大高委員 名簿の下から3番目に公募委員とありますが、市民公募で選任されました大高と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の地元の町内会に、五ノ戸の森という非常に環境のいい公園がございます。一昨年、五ノ戸の森緑地と公園を守る会という団体を立ち上げまして、現在、97名の会員で、五ノ戸の森緑地の保全というか、枝切りや園路の整備について、土木事業所（維持管理課）の許可を得ながら、活動しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋委員 公募委員の高橋浩子です。

現在、不動産鑑定士をしております。公私ともに非常に関心の深い分野ですので、どうぞよろしく願いいたします。

○石丸委員 花と緑が大好きな一般市民の石丸美子です。よろしく願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） ありがとうございます。

#### 4. 事務局紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局（二木環境局理事） 環境局理事の二木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（石村みどりの推進部長） みどりの推進部長の石村です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（北原みどりの施設担当部長） みどりの施設担当部長の北原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 私は、みどりの推進課長の西川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） みどりの活用担当課長の長谷川でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（橋本みどりの管理課長） みどりの管理課長の橋本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（古瀬造園担当課長） 造園担当課長の古瀬と言います。よろしく願いいたします。

#### ◎資料確認

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付しております資料をごらんください。

まず、一番上が本日の次第でございます。その下に、座席表があります。そして、第17次札幌市緑の審議会委員名簿です。続きまして、資料1の札幌市緑の審議会について、

議事第2号の緑保全創出地域の変更案について、議事第3号の風致地区の種別の変更案について、最後に、全国花のまちづくり札幌大会のパンフレットが添付されているかと思えます。

ご確認の上、資料に不備がございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

#### 5. 緑の審議会についての説明

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、緑の審議会についての説明に入らせていただきます。

このたび、17名中11名の皆様に第17次札幌市緑の審議会委員に新しく就任していただきました。簡単ではございますが、改めまして、緑の審議会についての説明をさせていただきます。

それでは、担当からよろしくお願いいたします。

○事務局（塚田事務係長） 事務係長の塚田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、緑の審議会での主な審議事項等につきまして、お手元の資料1に沿って、パワーポイントでご説明いたします。

札幌市緑の審議会は、旧札幌市緑化推進条例に基づき、昭和52年4月に設置された機関であります。また、平成13年10月に施行した札幌市緑の保全と創出に関する条例でも、引き続き、その設置、組織及び審議事項が規定されています。委員定数は27名以内で、任期は2年となっております。組織や運営に関することは、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則で定めています。緑の審議会の議事につきましては、出席した委員の過半数をもって議決し、可否が同数の場合は議長の議決によることとなります。また、規則では、緑の審議会会長が必要と認めた場合には、緑の審議会に部会を置くことができるとしています。

次に、緑の審議会で審議していただく審議事項についてご説明いたします。

条例では、緑の基本計画の策定、変更、緑保全創出地域の指定、変更、解除、保存樹木等の指定並びに解除、風致保全方針の策定、変更、風致地区の種別の指定、変更、解除、緑化推進計画の認定、変更、緑化推進地区の指定、変更、最後に、その他市長の諮問する緑の保全と創出に関する重要事項を、緑の審議会での審議事項としています。

それでは、それぞれの審議事項に関する本市の計画や制度について、概要をご説明いたします。

まず、緑の基本計画についてです。

緑の基本計画は、本市の緑を保全、創出するための基本的な指針となるもので、公園など、公共の緑だけではなく、民有地を含む札幌のまちすべての緑を対象としており、現在の基本計画は平成23年3月に策定したものです。また、緑の基本計画の策定、変更手続

については、条例第9条に規定してございます。

次に、緑保全創出地域です。

緑保全創出地域については、後ほど議案説明で詳しくご説明いたしますが、緑保全創出地域は、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地の五つの地域に指定し、それぞれの種別ごとに敷地面積が1,000平方メートル以上で建築物の建築等の行為を行う場合、一定の基準で緑を確保することを義務づける制度でございます。また、緑保全創出地域の指定、変更、解除の手続につきましては、条例第11条に規定しております。

次に、保存樹木等についてです。

保存樹木等は、由緒あるものや美観風致を維持するために保存する必要があるものなどを保存樹木等として指定する制度でございます。現在は、北海道神宮や伏見稲荷神社など、15カ所を保存樹木等に指定しています。保存樹木等の指定、解除につきましては、条例第24条に規定しております。

次に、風致保全方針及び風致地区の種別についてです。

本市では、都市の風致を保全するため、風致地区を指定しています。風致保全方針とは、風致地区の果たしている役割や考え方を明記するもので、それぞれの風致地区において、緑豊かな環境を保全し、創出するための指針となるものです。また、本市では、風致地区を、地区の特性に応じて第1種から第4種までの種別に指定しており、風致保全方針では、風致地区の種別の考え方や、風致地区内で行われる建築物の建築等の行為に対する許可基準の考え方などを取りまとめています。また、風致保全方針の策定、変更の手続については条例第26条に、風致地区の種別の指定、変更、解除については条例第28条に規定してございます。

最後に、緑化推進計画及び緑化推進地区についてです。

本市では、地域での緑化に取り組む町内会など、緑の保全と創出を図ることを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定しています。また、緑化推進計画とは、緑化推進協議会が作成する緑の保全と創出に関する計画で、緑化推進地区は、緑化推進協議会が緑化推進計画に基づき活動する地区のことを言います。これまでに、北区の新川地区、東区の伏古地区、札幌地区、西区の発寒北地区を緑化推進地区に指定しております。また、緑化推進計画の認定、変更、緑化推進地区の指定、変更については、条例の第35条に規定しております。

以上が、緑の審議会の審議事項に関する本市の計画、制度の概要でございます。

続きまして、これまでの緑の審議会でご審議いただいた主な審議内容について、簡単にご説明いたします。

まず、都市近郊林保全のあり方についてです。

平成12年7月に答申をいただきました。本答申は、近郊林の保全のあり方について、都市近郊林保全計画をどのように策定し、その計画を実現するために風致地区などの諸制

度をどのように充実させるかについて取りまとめたものでございます。

緑化重点地区指定の考え方については、平成16年1月に答申をいただきました。本答申は、緑化重点地区指定候補地抽出の考え方等について取りまとめたものでございます。

大規模林地開発行為については平成16年7月に、樹木を主とした市街地の緑のあり方については平成17年12月に答申をいただきました。札幌市みどりの基本計画の改定については、平成22年11月に答申をいただいております。

なお、審議内容につきましては、札幌市のホームページにも詳しく記載しておりますので、そちらもご参照いただければと思います。

最後になりますが、当審議会では、条例に規定する審議事項に限らず、その時々のみどりに関する事項も皆様方にご報告し、ご意見をちょうだいしたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

## 6. 議 事

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、議事に入ります。

会長及び副会長の選出までの間、引き続き、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事の一つ目でございます。

会長及び副会長の選出についてでございます。

選出方法につきましては、資料1の5ページでございます札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第66条第1項に委員の互選によることと規定されております。つきましては、皆様方の中からどなたかご推薦いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○山本委員 もしも事務局案がありましたらご提示いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） ただいま、事務局案をという発言がございましたが、事務局案の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、事務局から説明をいたします。

事務局案といたしましては、会長には北海道大学大学院農学研究院教授の近藤哲也委員に、また、副会長には北海道工業大学空間創造学部准教授の椎野亜紀夫委員にそれぞれお願いしたいと考えております。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（西川みどりの推進課長） ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、会長は近藤哲也委員に、副会長は椎野委員にお願

いしたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、両委員は会長、副会長の席への移動をお願いいたします。

〔近藤会長、椎野副会長は所定の席に着く〕

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、ここで、近藤会長と椎野副会長に、一言、ごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○近藤会長 ご指名によりまして、札幌市緑の審議会の会長を務めさせていただくことになりました北海道大学の近藤と申します。よろしくようお願い申し上げます。

これまでの審議会では、先ほどのスライドでもご説明がありましたように、みどりの基本計画が策定されまして、2年あるいは3年かけられたということを知っておりまして、長い間委員の方々やみどりの推進部の皆さんも大変なご努力をなされたことと思います。そのみどりの基本計画の中で、札幌市の緑地系統や緑に関する数多くの方針や施策が示されたわけです。そのような施策も含めまして、今の状況を考えますと、今後、特に重点的に考えていかなければならないのは、東日本大震災でもう一度認識されました公園緑地の多面的な機能です。防災機能にかかわらず、いろいろな機能が公園にはあるということが、阪神・淡路大震災やこのたびの震災で再認識されたと思います。

また、これも数年前から世界的に言われていることですが、都市の中の生物多様性の維持、保全の場としての公園緑地の重要性が、今後、ますます大きくなっていくのではないかと思います。

札幌市は、本州の大都市と比べまして、まだまだ豊かな自然が残されております。特に、公園はその豊かな自然を残す場としてこれからすごく大事になっていくのではないかと私は思っております。

この審議会では、みどりの基本計画の中に盛り込まれた方針や施策にのっとり、さらにそれらをより効果的に発揮する方法や、時代の変化に対応した札幌市の緑のあり方や活動について、きょうお集まりいただきましたさまざまな専門分野の方々からご意見をいただきながら、緑豊かで人々が快適に過ごせる札幌市のまちづくりに貢献したいと考えております。

今後とも、皆様には、よろしくご協力をお願いいたします。

○椎野副会長 副会長を拝命しました北海道工業大学の椎野と申します。よろしくをお願いいたします。

会長の補佐役としまして、議事の円滑な進行に努めてまいりたいと考えております。

先ほどお話しさせていただきましたが、私は、都市公園の調査、計画を主に対象にしておりまして、会長からもお話がございましたように、今、生物多様性が非常に重要視されており、緑地や公園もその一端を担っているであろうということです。札幌市は、周辺地域には非常に豊かな自然があるのですが、市街地内で身近な自然に触れる機会が少ないです。公園はあるのだけれども、自然に近いような公園は非常に数が限られておりますので、そういったものを上手に保全、活用していくというあり方に、今後、議論が必要ではない



かと考えております。

環境教育の観点から、子どもに自然体験を促進していくべきだという動きが非常に活発化しておりますので、そういった子どもの視点から、緑地や公園のあり方をもう一度見直していくということも必要かと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の分野、あるいは市民としてのお立場から、ぜひ活発なご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、近藤会長にお願いしたいと思います。  
どうぞよろしくお願い致します。

○近藤会長 それでは、一番初めのプリントを見ていただきますと、議事の二つ目の緑保全創出地域の変更案について審議していただきたいと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） みどりの活用担当課長の長谷川でございます。  
座ったままで説明させていただきます。

それでは、議事の2番目の緑保全創出地域の変更案について、私からご説明をいたします。

お手元の議案第2号の資料でございますが、表紙をめくりまして、1ページ目が緑保全創出地域の変更案の一覧です。そして、2ページ目から4ページ目が緑保全創出地域の具体的な変更箇所と変更内容となっております。また、別冊にて、A3判資料でございますが、緑保全創出地域の概要及び今回の変更概要がございまして、その下に、A4判のその他資料を添付させていただいております。

それでは、A3判の概要説明資料に沿って説明を進めてまいります。

なお、前方のスクリーンでも同様の内容を映し出しますので、ごらんいただければと存じます。

今回の緑保全創出地域の変更案でございますが、札幌市では、現在、市民まちづくり局の都市計画部におきまして、都市計画法による用途地域の見直しを進めております。緑保全創出地域は、この用途地域の種類に応じて連動する形で定めているものでございまして、このたびの用途地域の見直しにあわせまして、緑保全創出地域の一部についても変更を行うものでございます。

緑保全創出地域の変更が生じる場合に当たりましては、札幌市緑の保全と創出に関する条例第11条におきまして、札幌市緑の審議会に意見を聞かなければならないと規定がございまして、今回、審議会の皆様の意見を伺うものでございます。

それでは、最初に、緑保全創出区域とは一体どういったものかということについてご説明をさせていただきます。

この制度でございますが、札幌市の緑豊かな都市環境を保全、創出するため、平成13

年に創設されました札幌市緑の保全と創出に関する条例の中で定めているものでございます。制度を制定するに当たりましては、当緑の審議会でご議論いただき、そういった成果を骨格として制度化したものでございます。

平成13年ですので、この制度ができてからことしで11年目となっております。

緑保全創出地域でございますが、札幌市内の全域を、山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地、業務系市街地の五つの種類、ゾーンに区分けをしております。そして、建築物の建築や資材置き場、樹木の伐採など、1,000平方メートル以上の土地利用に際しまして、樹林率、緑化率を種別ごとに定めておりまして、緑保全創出地域制度として運用しているものでございます。許可基準に応じた緑を確保、担保することを義務づけております。

次に、この五つの種別の考え方でございますが、都市計画区域外や市街化調整区域の一部の地域につきましては、土地の位置や形状の状況から見て、自然環境を保全すべきである山岳地域、図面では色が塗っていない山の奥の方のエリアになりますけれども、こういったところは山岳地域に区分しております。また、まちの中から望むことができる市街化調整区域の山並みにつきましては、里山地域にしております。さらに、平地部の北東部に広がる平地系の市街化調整区域につきましては里地地域に区分しております。それから、市街化区域、まちの中につきましては、居住系の市街地と業務系の市街地の二つの種類に区分しております。

次に、緑保全創出地域の種別ごとの緑化基準についてご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたが、建築物の建築や資材置き場、樹木の伐採など、1,000平方メートル以上の土地利用を行う場合に樹林地率や緑化率など、それぞれの種別ごとの許可基準に応じた緑を確保していただくことを義務づけております。表の中のピンク色で網かけしております一番下の2行ですが、市街地を例にとりますと、居住系市街地におきましては緑化率が20%以上、業務系市街地におきましては緑化率が10%以上が許可基準となっております。

ご参考までに私どもへの許可の申請件数でございますが、平成23年度、あと1週間ほど残っておりますが、今年度につきましては、年間で350件ほどの許可申請が出てきております。こういった制度をもって確保される緑の量です。これは大まかな概数ですが、1メートル以上の樹木に換算しますと、年間で7,000本以上の樹木がこの制度によって市内に植えられることになっております。

次に、緑保全創出地域の指定基準についてご説明いたします。

緑保全創出地域の指定基準では、地域の区分の具体的な指定基準を定めておりまして、このうち、居住系市街地と業務系市街地の2区分につきましては、基本的に都市計画における用途地域と連動させております。都市計画における用途地域のうち、低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域につきましては、緑保全創出地域の居住系市街地に指定することとしております。また、用途地域の商業地域、工

業地域、工業専用地域につきましては、緑保全創出地域の業務系市街地に指定することとしております。

なお、用途地域の準工業地域につきましては、流通業務地区などの都市計画で定める地区計画が指定されるなど、工業、流通系の施設を誘導する区域につきましては業務系市街地に、その他の準工業地域につきましては住宅地が混在しますので、居住系市街地に指定することとしております。

次に、先ほどから説明の中で出ております用途地域でございます。

これは、皆様もご存じの方が多いと思いますが、都市計画法第8条によりまして、どこに、どんな建物を、どのくらい大ききで建てられるかという土地利用上のルール、使い方を12種類に分類して定めているものでございます。

スクリーンで右側に札幌市の地図が映っておりますが、これが札幌市の都市計画図で、12種類ごとに市街化区域が色分けされております。

次に、都市計画部で現在手続を進めております用途地域の見直しについてご説明をいたします。

札幌市では、平成23年に土地利用計画制度の運用方針を修正しまして、都市を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、用途地域などの見直しの考え方を整理しているところでございます。

この運用方針に基づきまして、札幌市のいろいろな状況変化がございますが、歩いて暮らせるまち、あるいは、調和のとれたまちなみ、にぎわいのある都心といったまちづくりを目指しまして、先週3月22日に開催されました札幌市都市計画審議会におきまして、用途地域等の見直し案が審議され、同意が得られたところでございます。

今回の緑保全創出地域の変更は、この用途地域の変更に伴い行うものでございまして、今年の8月に用途地域と同時に告示する予定でございます。具体的には、用途地域の見直しに伴いまして、緑保全創出地域のうち、居住系市街地と業務系市街地に一部入れかえを行うものでございます。

今回予定しております緑保全創出地域の具体的な変更箇所は3地区のご説明をこれからさせていただきます。

資料では、議事変更案の1ページ目となります。

今回、変更を予定している具体的な箇所でございますが、1カ所目は、中央区北3条東11丁目から14丁目付近です。2カ所目は、手稲区手稲本町2条5丁目です。3カ所目は、東区東雁来7条2丁目です。この3カ所でございます。

それでは、具体的にそれぞれの箇所の変更概要を説明してまいります。

まず、1カ所目の中央区北3条東11丁目から14丁目付近でございます。お手元の資料では、議事の2ページ目となります。

中央区北3条東11丁目から14丁目付近、図面のアの部分の区域で、面積は約1.1ヘクタールです。この地域につきましては、用途地域の境界を従前は線路中心としており

ましたが、境界を明確化するため、地番界に変更することから、用途地域が準工業地域から工業地域へ変更する予定となっております。この用途地域の変更に伴い、緑保全創出地域につきましても、居住系市街地から業務系市街地に変更することとしております。

中央区北3条東11丁目から14丁目付近、イの区域の面積は約0.6ヘクタールでございますが、こちらにつきましては、工業系施設から非工業系施設へ土地利用の転換が進んでいる区域です。幹線道路の沿道にふさわしい土地利用、商業業務系に対応させることから、用途地域につきまして、工業地域から近隣商業地域へ変更する予定となっております。この用途地域の変更に伴いまして、緑保全創出地域は業務系市街地から居住系市街地に変更することとしております。

次に、変更箇所のカ所目の手稲区手稲本町2条5丁目でございます。資料では、議事の3ページとなります。

手稲区手稲本町2条5丁目アの区域で、面積は約0.1ヘクタールでございます。こちらにつきましては、もともとあった私道の中心が用途地域の境界でございましたが、マンションが建ったことにより、私道がなくなりまして、境界が不明瞭となったため、この境界を明確化し、道路からの距離指定による用途地域からの変更で、用途地域を商業地域から第1種住居地域へ変更するものでございます。この用途地域の変更に伴いまして、緑保全創出地域につきましても、業務系市街地から居住系市街地に変更するものでございます。

最後に、3カ所目は、東区東雁来7条2丁目でございます。お手元の資料では、議事の4ページ目となります。

東区東雁来7条2丁目アの区域で、面積は約2.9ヘクタールでございます。こちらにつきましては、東雁来第2土地区画整理事業が行われている地域の一部でございます。事業の開始に当たりまして、この区画整理事業区域につきましては、市街化区域に編入され、都市計画道路、用途地域などの都市計画が決定されております。

当初は、工業専用地域に指定されていたところでございますが、事業の進捗にあわせまして、小規模な事務所や店舗等の併存を図る区域としまして、第1種住居地域に変更となっております。この用途地域の変更に伴いまして、緑保全創出地域も業務系市街地から居住系市街地に変更しまして、整合を図る必要があることから、今回、変更手続を行うものであります。

以上が、緑保全創出地域の変更案の概要でございます。

この変更案につきまして、2月16日から3月16日までの30日間、縦覧を行っております。縦覧を行いました結果、意見書等の提出はされておられません。

なお、先ほどから用途地域の変更に伴う種別の変更というご説明をさせていただいておりますけれども、今回の用途地域の変更案につきましては、札幌市都市計画審議会の審議事項でございまして、条例上では緑の審議会の審議事項でございまして、実質的には報告事項の意味合いが強いということをご理解いただきたくお願いを申し上げます。

以上で、緑保全創出地域の変更案についてのご説明を終わります。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

少し複雑かもしれないのですが、都市計画法で用途地域が12種類に区分されておりまして、その用途地域に対応して、緑の保全創出地域が指定されるということです。そういう状況の中で、上位といいますか、都市計画法で用途地域が変更されました。したがって、緑保全創出地域の区分も変更するという内容でした。これにつきまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

○山田委員 二つあります。

まず、これらの①から③の地域では、変更案に対して異論が出ているのか、出ていないのかということをお聞きしたいと思います。もう一点は、都市計画の方でパブリックコメントを募集していたということを第2号、第3号事案の参考資料に書いてあります。それは、この審議会では出てこないものなのかどうか。この2点をお聞きしたいと思います。

○近藤会長 ①から③の地域は、都市計画審議会の中の審議事項になっていると思うのですが、変更について都市計画審議会の中では異論があったのか、どういう意見があったのかということです。それから、いただいた議事第2号の資料にはパブリックコメントがついておりましたか。

これは、都市計画審議会ではなくて、緑保全創出地域についてのパブリックコメントのことですか。都市計画審議会でのパブリックコメントの意見はこれについておられますか。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 今回の資料には添付しておりません。

○近藤会長 それでは、①から③について、パブリックコメントも含めて異論があったのか、また、その意見についてどういうふうに対応したのかというご質問だと思いますので、説明をお願いいたします。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） まず、今回、3カ所の変更点について異論がなかったのかというご質問でございます。私どもが都市計画審議会の審議の中でお聞きしている範囲内では、この3カ所について個別に異なる意見が出たということはありません。

そして、2点目のパブリックコメントですが、用途地域の見直しにつきましては、私権に非常に影響が大きいということで、都市計画部でパブリックコメント、あるいは各区で市民説明会を従前からずっと行ってきております。パブリックコメントにつきましては、平成23年11月21日から12月20日まで30日間行っております。方法としまして、用途地域の変更の素案の配付、あるいは、ホームページへの掲載によりまして、市民意見を募集しました。それから、先ほど申し上げました素案の説明会を10区で行っておりますが、そういった場でもいろいろ意見を伺っていると聞いております。

パブリックコメントの結果でございますが、22名の市民から意見が寄せられまして、意見の数としては89件となっております。

その意見の中身ですが、今回の用途地域の見直しの考え方や、基本的なところですね。例えば、歩いて暮らせるまちづくり、少子高齢社会に対応したまちづくりが用途地域とい

かに連動していくかということについて、市民の皆様からいろいろ意見をいただいております。

個別にこの場所はこうだという意見も若干ございましたが、本日ご審議いただいております①から③の変更箇所に関する具体的な意見はパブリックコメントでは来ていないと伺っているところです。

○近藤会長 ありがとうございます。

まず、周知に関しては、区での説明会をずっと続けられて、資料はある程度まとまったところでホームページに掲載したということです。パブリックコメント自体はかなりあったのだけれども、それぞれの地域についての個別の意見は特になかったという内容でよろしいですね。

そのほかございませんか。

○久保田委員 今の審議事項に対する直接の質問ではないのですが、制度のことについて教えていただきたいと思います。

二つありまして、一つは、今のご説明ですと、今回のような案件の場合には都市計画の用途地域の変更と連動するという話で、緑化率も決められているということですから、それ自体の議論はしようがないと思うのです。しかし、この率が適用された後に、それを確実に実行されているかどうか担保するようなことはやっていかれるのでしょうか。制度としてあるのか、植えたけれども、すぐになくなってしまったなど、後々のモニタリングなどが制度としてあるのかということをお聞きしたいと思います。

二つ目は、先ほどの会長のごあいさつの中にもありましたけれども、例えば、生物多様性や環境教育のようなものに市街地の緑地が使われていくことがこれから必要になってくということだと、量的な緑化だけではなくて、質の話がどこかで重要になってくると思うのですが、それについてのご議論はどのようになっているのでしょうか。これは、基本計画の中でお話をいただいているのかもしれませんが、そちらに参加していないので、単純に制度がどうなっているのかということをお教えいただければと思います。

○近藤会長 二つあったと思いますが、事務局からよろしくお願いします。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の緑化基準を設けていて、事後のモニタリング等の状況はどうかということでございます。この制度につきましては、許可ですので、私どもに申請をさせていただいて、実際に終わりましたら終了届けをいただきまして、その後、現場に行って、実際に許可したとおり植栽がされているかどうかはチェックしております。

多分、委員がご質問された趣旨は、植えたすぐ後はいいのだけれども、何年かたった後にそれが実際に良好な状態で維持されているかどうかをチェックしているかということだと思います。これにつきましては、実際のところは、なかなかそこまでは手が回っていない状況でございます。

また、2点目の質問とも関連するのですが、重要な視点でございますし、ただ植

えっ放しでいいかということは、我々も決してよくはないと思っておりますので、今後は、そういったモニタリングも含めてきちんと監視していくような仕組みについても早急に検討していかなければならないと思っておりますのでございます。

それから、2点目は、生物多様性や環境教育などの面から緑の質についてももっときちかかと考えるべきではないかというご意見かと思えます。こちらも、委員のおっしゃるとおりでございます。昨年、みどりの基本計画をつくりましたけれども、これからは、量の確保だけではなくて、質の充実も当然進めていくとうたってはおります。ただ、実際に具体的にどうしていくのかというところは、アクションプランや基本計画に基づいてどういった施策をやっていくかということを中心に内部でいろいろもんでいるところでございまして、質の充実、植栽の考え方もそうですし、生物多様性ということも大きなテーマですので、そういったことも意識しながら、緑の質を高めていくことも大きな課題だというふうには認識しているところでございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

そのほかにご質問はいかがですか。

○山本委員 山本です。

質問ではなくて、今のことの関連で、環境審議会でも生物多様性についてこれからいろいろと考えていくということでしたので、ぜひ、札幌市内の各部局でご協力して、市としての全体像をうまくつくっていただきたいと思います。

○近藤会長 ご意見でした。

市全体として、そういうことに取り組むという動きはあるのでしょうか。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 山本委員がおっしゃられたことですが、今、札幌市では生物多様性の戦略ビジョンをつくっております。この戦略ビジョンは、同じ環境局ですが、環境都市推進部でやっております。ちょうど来年の今ごろになりますけれども、生物多様性に関するビジョンができ上がる予定でございます。これは、ビジョンですので、理念や考え方が中心になるかと思えます。我々がやっているのは、実務的なところで、緑を通じていかに生物多様性を確保していくかということでございますので、理念と我々実行部隊がきちんと結びつくように、ビジョンの考え方も踏まえながら、いかに緑を確保していくかを考えながら、これから進めていきたいと考えております。

○近藤会長 ありがとうございます。

緑保全創出地域の変更についての了承ということで少し話がそれている部分もあるので、緑保全創出地域に限ってのご質問やご意見はほかにごございませんでしょうか。

○工藤委員 工藤でございます。

③の変更案、東雁来のことについてお伺いいたします。

今回、変更案アの地域は、宅地開発の関係で用途地域が第1種住居地域になったということで居住系市街地というお話を先ほど伺いました。一つお伺いしたいのは、国道とアの地域の間のお寺か何かがある地域ですが、この地域の今の用途地域は何かということです。

なぜそれを知りたいかと申しますと、ここの用途地域が、現在、業務系市街地にしか当たらない用途地域であればこのままで何も疑問は感じないのですけれども、もし居住系市街地に該当する用途地域だとしたら、一部は準工業地域に当たるのでしょうか、どちらにも該当するような地域であったとすれば、ここの部分も居住系市街地としての範囲に含まれる地域に該当するのかどうか、その辺だけご確認させてください。

○近藤会長 お答えできますか。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） お寺のところは、沿線なので業務系だと思うのですけれども、今、用途地域は把握しておりません。申しわけございません。

○工藤委員 ちょっと気になりましたのは、お寺の方は緑が多いのではないかと思うのですけれども、こちらの左端に建物が建っているところがアの左側の道路の延長線で、地図を見ますと単純化しており、そうすると、これがずっと通った方が単純区域分けだなど、これを拝見したときに思ったのです。

○近藤会長 お寺も入れたらいいのではないかという意見ですか。

○工藤委員 緑の推進からいくと、その方が緑は多くなるのではないかと思っただけです。もし、用途地域が該当しないところであれば、今回の話はむだ話になります。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 済みませんが、後ほど確認して、委員に直接ご連絡差し上げます。失礼しました。

○近藤会長 お寺がどの地域に入っているかは後で確認してもらおうということですが、今さら地域を変更することはできませんので、後で資料が見つかりましたらご連絡いただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 いろいろなご意見や新しいアイデアは出てくるかと思えますけれども、先ほども事務局あるいは委員からも言われていますように、都市計画法でこういうふうに変更されて、それに対応する形になっておりますので、これを認める方向で行かざるを得ないのではないかというふうに思います。

特に、これに対して異議がないようでしたら、事務局案を承認するという方向で決めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、緑の保全創出地域の変更案を本審議会として承認いたします。

次の議題は、3番目の風致地区の種別の変更についてです。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） それでは、議事第3号 風致地区の種別の変更案でございます。

こちらにつきましては、風致地区のうち、北海道神宮風致地区内の部分的な種別の変更



でございます。旧市長公館、円山公園の区域に限られた軽易な変更でございます。

まず最初に、風致地区の制度の概要につきまして、簡単にご説明をいたします。

風致地区とは、都市計画法に規定されております地域、地区の一つでございます。その第9条により、都市の風致を維持するために定める地区とされております。この都市の風致でございますが、すなわち自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心とした緑豊かな環境を守り育てるために定める地区でございます。

札幌市におきましては、自然的環境の骨格となる山地や丘陵、明治初期の遺産である都心部の緑豊かなオープンスペースなど、地区の特性を生かしながら、一体的な風致を保全及び創出するために風致地区の指定を行っております。現在、12の地区で合計約3,600ヘクタールを指定しているところでございます。

スクリーンにお示ししておりますが、濃い緑色の部分が12の風致地区にしている地区でございます。今回、種別を変更いたしますのは、こちらの中の北海道神宮風致地区というスクリーン上では赤色で示したところでございます。面積はおおよそ880ヘクタールでございますが、そのうちの約0.2ヘクタールです。880ヘクタールのうちの0.2ヘクタールですので、本当に点ほどのエリアでございます。

それでは、風致地区の種別につきましてご説明させていただきます。

札幌市では、風致地区を札幌市緑の保全と創出に関する条例の第27条に基づきまして、その地区ごとの特性に応じて、第1種風致地区から第4種風致地区まで四つの区分に種別化しており、そのいずれかの種別に指定しております。まず、第1種風致地区でございますが、樹林地、河川、丘陵等が重要な要素となって、特にすぐれた自然的環境を形成している地区としております。

次に、第2種風致地区でございますが、こちらも、良好な自然的環境を形成し、かつ、第1種風致地区に隣接する地区としております。

次に、第3種風致地区でございますが、第2種風致地区に準ずる良好な自然的環境を形成している地区です。

次に、第4種風致地区でございますが、都市的な土地の利用に配慮しつつ、風致の保全及び創出を図る地区としております。

今回、変更いたします北海道神宮風致地区でございますが、第1種風致地区には北海道神宮、円山、三角山、円山公園等、第2種風致地区には第1種に隣接する傾斜地の宅地等を指定しております。第3種風致地区には第2種に隣接する平地の宅地等を指定しております。

風致地区では、各種別に応じまして、建築物の高さや敷地面積に対する建物面積の割合などを定めております。また、風致地区内におきましては、スクリーン上にお示した色で囲った部分ですが、こういった行為等を行う場合には、市長の許可が必要となっております。ごらんとおり、主に建築物等にかかわるものや、樹木や水面等、自然的環境等を形成しているものにかかわる行為などについて、行為の制限を定めております。

これらの行為を行う場合、その許可の基準としまして、各種別に応じまして、表に示しておりますような数値を定めております。

主に、建築物等の大きさを規制し、道路からの後退距離を確保するなど、緑化する空間を確保することによって、都市の風致を保全し、緑豊かな都市環境の保全を図っております。

今回、種別の変更を行う箇所でございますが、北海道神宮の北東側の角に位置します旧市長公館跡地でございます。所在地の住所としましては、北1条西28丁目、面積は約1,760平方メートルでございます。地下鉄東西線の円山公園駅と西28丁目駅にほど近く、北1条宮の沢通に面しております。北海道神宮と円山原始林を取り囲むように円山公園がありまして、変更箇所はその北東角に位置しております。

こちらが、変更箇所の拡大した図でございます。赤い線で囲んだ部分が、今回、種別を変更する箇所でございます。当該地につきましては、以前は市長公館がございました。従前ですと、都市的な利用をする土地としまして第3種風致地区に指定しておりました。しかしながら、市長公館は、平成20年3月をもって閉館いたしまして、平成22年8月に建物そのものの解体をしております。この公館の跡地につきましては、市民に開放するオープンスペースとしまして、その隣にございます円山公園の拡張区域ということで、今回、位置づけをしておりまして、平成23年末の12月までに整備工事を完了しております。こちらは、整備内容としまして、円山公園へのアプローチ部分でございますので、彫刻を置いて、ベンチなどもしつらえまして、彫刻広場のような円山公園のエントランス的なところとして整備しております。

当該地につきましては、平成24年4月、来月でございますが、第1種風致地区として既に分類している円山公園の一部として来月から開設する、告示する見込みとなっておりますので、風致地区の種別の指定につきましても、現在の第3種から第1種に変更するものでございます。

なお、2月16日から3月16日までの30日間、案の縦覧を行っておりますけれども、意見書等の提出はされておられません。こちらにつきましては、この後、審議会の審議を経まして、承認されましたならば、3月30日に告示をしまして、年度を改めて4月1日から適用を開始したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○近藤会長 ありがとうございます。

今、パワーポイントで示されております旧市長公館跡地が公園として整備されているので、これに伴って第3種風致地区から第1種風致地区へ変更するという議案です。

これにつきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

○森本委員 森本です。ご説明をありがとうございました。

第3種から第1種に変更するという点については何も異論はございません。ただ、付随することとして疑問があるので、ご説明いただきたいと思っております。

この変更拡大図を見ますと、第1種に変更する部分の南側に第3種が隣接しております。先ほど、表を使って第2種の定義のご説明をいただいたのですが、良好な自然的環境を形成し、かつ、第1種風致地区に隣接する地区となっているということでした。そうすると、第1種と第3種が直接隣接する状況はあるのかなというふうに感じました。

もっと広域の図を見ると、大体は、第1種があり、その隣に第2種があり、さらにその外側に第3種があるという配列になっていますが、ここだけがなぜか第1種と第3種が直接隣接する形になっています。

そのことに関して疑問に思ったので、解釈をご説明いただけたらと思います。

○近藤会長 いかがでしょうか。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 今のご質問の趣旨ですが、第1種からいきなり第3種になっているのはどういうことかというお話だと思います。

種別の指定方針から申し上げますと、数字が大きくなるように順番に第1種、第2種、第3種と指定されるのが筋ではないかということですが、円山公園地区につきましては、すぐ東側は、地下鉄駅も非常に近いということもございまして、都市計画の方で、高度利用住宅地ということで、地下鉄沿線については土地の高度利用を図って住宅地を誘導しようというエリアとなっております。本来であれば、緩衝的に第2種が間にあるべきですが、円山公園の東側エリアにつきましては、そんな特殊事情もございまして、第1種のすぐ隣に第3種の指定をせざるを得ない状況となっております。

逆に、反対側の北海道神宮から西側につきましては、第2種、第3種ということで、指定基準のとおりとなっております。ただ、今、委員のおっしゃった円山公園の東側エリアにつきましては、そんな状況もございまして、特殊な例となっているところでございます。

○近藤会長 よろしいでしょうか。

順番に1、2、3となればいいのだけれども、地下鉄もすぐ近くを通っていることだし、第1種と第3種が隣接することもあり得るということですね。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

先ほどの説明で、公園としてこういうものがあるというふうに少しおっしゃられたと思うのですが、公園は完成されているのですか。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 公園の整備そのものは、昨年末の12月に終わっておりまして、今は雪がありますから、来月には市民の皆さんに開放させていただく予定であります。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、池上委員、お願いいたします。

○池上委員 このように変更されることもよいと思いますし、ここに道路がありまして、既に、ここから見ますと、建物が建っているようにこの地図では見えます。市では、この道路から第1種にするという角のところ、そして、変更箇所という枠に囲まれているところで見えないのですが、この道路から次の道路に行くまでのところは、将来的に建物が建

っていない方がいいのか、全部第1種にしたいという気持ちは幾らかでもあるのでしょうか。

第3種のところは、西28丁目から次の道路までの間はずっと住居が建っているように見えますけれども、将来的には、こういう通りでいいと市では思っているのか、第1種にしたいのか、地図では細い道路に見えますが、そこを全部第1種にしたいというお気持ちがあるのでしょうか。

○近藤会長 地図ではちょっとわかりにくいのですが、右側の図の黄色の第3種を、将来、第1種にする可能性はあるかということですか。

○池上委員 そういう希望なのか、どうなのかということです。

○近藤会長 お答えいただけますでしょうか。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 現在、第3種のエリアを将来的に第1種にする気持ちはないのかというご質問かと思えます。

先ほどの質問ともかぶるのですが、このエリアにつきましては、地下鉄沿線ということで、土地の利用がかなり図られているところがございますので、用途地域的にも第3種地区になっている黄色のエリアは建物を建てられるような状況でございます。今回ご審議いただいている事案もそうですが、札幌市の用途地域の考え方で、そういう土地利用を定める方針があれば、それに連動した形で風致地区の指定も変わるかと思えますけれども、このエリアにつきましては、高度利用住宅地ということで、建物を排除してまで第1種風致地区にするということはなかなか厳しいかと思っております。

○池上委員 そうだと思いますが、これが札幌のためにここまで第1種にしたいということであれば、それぞれ所有権があるわけですから、できないでしょうけれども、本当に長い計画でなされる思いがあるのかなと思っただけでございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、この風致地区の種別変更につきまして、事務局案を承認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、提案いただきました風致地区の種別変更案を本審議会として承認することといたします。

どうもありがとうございます。

以上で、本日の議事はすべて終了しましたが、全体を通してのご質問やご意見はございませんでしょうか。

○工藤委員 何度も済みません。

私の勉強不足と今までの関心不足のせいだとは思っておりますけれども、変更までのスケジ

ユールの資料をいただいております、今回審議する内容についての変更案の告示・縦覧が2月16日から始まって、1カ月間ございました。自分で求めて検索すればわかったのでしょうけれども、例えば、ここで審議する審議委員に対してこういう告示・縦覧中ですよというお知らせが普通はないものなのではないでしょうか。そういう必要は全くないものなのではないでしょうか。

その辺が疑問なので、質問として適しているのかどうかわかりませんが、お願いいたします。

○近藤会長 この会議の前に、この委員には資料が配られていたと思うのですが、それも含めて、委員への事前周知の時期や方法について、どういうふうにされたかということの説明いただけますでしょうか。

○工藤委員 資料を郵送いただいたのは3日前ですね。

○近藤会長 一般の人にはかなり前からホームページで公開しているのですが、僕の方から、1カ月前に送ってもなかなかお忙しい方ばかりですから資料が埋もれてしまうかもしれないので、実際に僕がそうなのですが、2週間前ぐらいに送った方がいいのではないかとご提案したのです。

○工藤委員 資料自体はそれで構わないと思うのですが、メールか何かでも一報があれば、ホームページなりを見ようという気持ちのある人は見るかと思うのです。

○事務局（長谷川みどりの活用担当課長） 事務手続上、前後してしまって申しわけございませんでした。委員のおっしゃるとおりだと思いますので、以後、こういうことのないよう、資料の送付等については慎重に進めていきたいと思っております。

申しわけございませんでした。

○近藤会長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、ご意見も出尽くしたようですので、本日の議事はこれで終了したいと思います。

## 7. その他

○近藤会長 この後、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○事務局（鈴木活用推進係長） 活用推進係長の鈴木でございます。

私から、全国花のまちづくり札幌大会について、皆様のお手元にリーフレットと参加案内申込書があるかと思いますが、ご説明を兼ねてご報告させていただきます。

座って説明させていただきます。

昨年の8月2日に学識経験者や、企業、団体、行政など花にかかわる方々12名で実行委員会を設立して、この大会に必要な準備を進めてきたところでございます。

それでは、正面のスクリーンでご説明いたします。

まず、全国花のまちづくり地方大会についてでございます。

この大会は、財団法人国際花と緑の博覧会記念協会、財団法人花普及センター、財団法人都市緑化機構、公益財団法人日本花の会、これら4団体が構成団体となっている花のまちづくりコンクール推進協議会が各地の地方公共団体との共催で実施しているもので、平成6年からこれまで17回開催しています。

大会の目的でございますが、全国のすぐれた花のまちづくりの取り組みを紹介して、開催地やその周辺の自治体、住民に対する花のまちづくり運動の浸透とレベルアップを図るだけではなく、各地から参加する花のまちづくりを熱心に進める市民と情報交換していただくことで、地元の市民活動が一層活発化することを目的としています。

札幌大会についてでございますが、北海道での開催は初となります。

お手元のリーフレットにも書かれていますが、開催日がことしの6月29日と30日の2日間となっております。会場でございますが、札幌市民ホールがメイン会場となります。このほか、現地見学会では、市内近郊の公園緑地やオープンガーデンなどが会場となります。

大会テーマは、「花がつなぐ北のまち さっぽろ」でございます。

また、同時開催ということで、毎年、大通公園で行われている花フェスタと札幌花き地方卸売市場が中心となって初めて開催する「花・ふれあい広場」、こちらは地下歩行空間の北3条広場での開催予定でございますが、これらのイベントと同時期に開催することで、より一層お楽しみいただけるものと考えております。

こちらが、大会をPRするために制作したポスターでございます。

大きさは、B2判で200枚作成して、市の施設などに掲出しております。

このポスターの絵の部分でございますが、札幌市立大学のご協力を得て制作したもので、デザイン学部4年の後藤みさとさんに原画を描いていただきました。2月23日になりますが、札幌大会について、報道機関への説明会を行いまして、その結果、新聞記事でも取り上げていただいております。写真がありますが、ポスターを持っている方が原画を描いた後藤さんです。

こちら、PRのためのポスターで、先ほどよりも半分の大きさのもので、1,000部作成して、市の施設などに掲出しております。

こちらは、皆様のお手元にあるリーフレットでございます。

こちらは、同じリーフレットで、内側に、大会の内容について書かれています。

こちらは、リーフレットと一緒にあります参加申し込みの案内書の表紙でございますが、案内書はリーフレットの内容とリンクしておりまして、中にありますA4判横長の参加申込書により申し込みいただくこととなります。

こちらが、参加申込書になります。

申し込み開始が4月2日月曜日から始まりまして、基調講演と事例発表会の参加が必須でございます。その他の交流会や講習会、現地見学会など、事前申し込みが必要なイベントについては、それぞれ定員がございまして、先着順の受け付けになります。お申し込

み先はJTB北海道に大会のオペレーションセンターを設けまして、ファクス、Eメール、郵送により受け付けます。

次に、大会の内容について、簡単にご紹介させていただきます。

リーフレットを開いていただいて、左側から順番にご説明させていただきます。

最初は、1日目の6月29日の内容ですが、基調講演でございます。

午後1時30分から、札幌市民ホールで行います。

講演者は吉谷桂子さんでございまして、貴重なお話を聞かせていただければと思います。

講演のテーマと吉谷さんのプロフィールにつきましては、リーフレットに記載させていただいております。

次に、事例発表でございまして、基調講演の後に行いまして、リーフレットにありますように、4団体の事例発表を行います。

兵庫県三田市のキッピーグリーンクラブは、今年度の全国花のまちづくりコンクールにおきまして、1,415件の応募の中から最高賞の大臣賞が4点選ばれておりますが、その一つの国土交通大臣賞を受賞しております。

静岡県御前崎市の市立御前崎総合病院は、こちらも同じく今年度の全国花のまちづくりコンクールにおいて最高賞の農林水産大臣賞を受賞しています。

鹿児島市立吉野小学校は、今年度の全国花のまちづくりコンクールにおいて、最高賞の次の賞になります優秀賞を受賞しています。

最後は、サッポロビール株式会社でございまして、地元札幌でございます。こちらは、今年度の全国花のまちづくりコンクールにおいて最高賞の国土交通大臣賞を受賞しています。

これら花のまちづくりのすぐれた4団体の活動事例を発表していただきます。これからの花のまちづくり活動の参考になるものと思います。

リーフレットの真ん中の列の交流会です。事例発表が午後5時に終了しまして、その後、市民ホールから会場を移し、午後6時からサッポロビール園で交流会を行います。こちらは、事前申し込みと参加費が必要となります。

ミニツアーです。ミニツアーは、基調講演の前、6月29日の午前中に行います。参加費は無料ですが、事前の申し込みが必要です。歩いて、札幌中心部の花や緑の見どころをめぐるコースは、北海道大学附属植物園、大通公園の4丁目から7丁目にかけて、花フェスタ2012札幌が開催されます。写真は、昨年のハンギングバスケットとランのパビリオンのコーナーです。

大通公園は、昭和29年から花壇コンクールが行われておりまして、例年は花フェスタの後に花壇づくりが行われますが、ことしは、この全国大会に合わせて、大会の少し前に花壇づくりを行う予定です。

南北方向の都市軸を形成する新しくできました創成川公園です。

以上が、ミニツアーです。

講習会でございますが、こちらも基調講演の前、6月29日の午前中に、札幌市民ホールで行います。参加費、事前申し込みが必要になります。

メニューは、ラベンダーの石けんづくりと、レカンフラワーづくりを行います。レカンフラワーの講師であるたけだりょうさんは、「テレビチャンピオン」という番組の第2回全国選抜押し花王選手権のチャンピオンでございます。

体験コーナーです。

こちらも、6月29日の午前中に札幌市民ホールで行いますが、参加費と事前申し込みは必要ありません。

樹木から抽出した香りを体験したり、オリジナルの香水づくりを楽しむコーナーでございます。

パネル展は、6月29日ですが、午前、午後に札幌市民ホールで見ることができます。参加費、事前申し込みは必要ありません。

こちらは、パネル展のイメージです。

続いて、リーフレットの右側の現地見学会です。全部で3コースをご用意させていただいております。札幌の北方面をめぐるAコース、札幌の南方面をめぐるBコース、札幌郊外の恵庭、苫小牧方面をめぐるCコースで、6月30日に1日かけて貸し切りバスで移動します。参加費、事前申し込みが必要で、参加費についてはコースによって異なります。入園料や昼食込みの参加費ですが、かなりリーズナブルでお得な見学会となっております。

見学先を、簡単に写真で紹介します。

北8条通のサッポロビール園の前の通りですが、アマとホップのフラワーロードです。こちらで活動しているAMAサポーターズ倶楽部も、今年度の全国花のまちづくりコンクールにおいて賞を受賞しております。

これも同じ写真です。

百合が原公園で、リリトレーンが走っているところです。

こちらも百合が原公園でございます。

モエレ沼公園の上空から映した写真でございます。

モエレ沼公園の噴水などです。

ペケレット湖です。

西区の白い恋人パークでございます。

南区に行きまして、芸術の森フラワーロードでございます。

東海大学札幌キャンパスのラベンダーです。

エドウィン・ダン記念公園です。こちらで、市民団体が花壇づくりなどの活動をしております。

国営滝野すずらん丘陵公園です。

同じく、滝野すずらん丘陵公園です。

こちらは、北の沢コミュニティーガーデン・みんなの丘です。こちらも、団体がガーデ



ンをつくっている場所でございます。

エスタの屋上に昨年できました屋上庭園でございます。

札幌郊外に行きまして、花ロードえにわです。

えこりん村でございます。

イコロの森です。

ノーザンホースパークです。

以上が、現地見学会の場所となります。

このほか、大会とは離れるのですけれども、オプションツアーということで楽しんでもらうためにご用意させていただいているものもございます。

こちらは、オプションツアーということで、帯広や十勝方面にまで足を延ばして楽しんでいただくということで、ご用意させていただいたものです。

こちらは、上野砂由紀さんのつくっている上野ファームでございます。

テレビでも有名になりました風のガーデンでございます。

それから、紫竹ガーデンでございます。

十勝千年の森でございます。

まだほかにもいろいろ見どころがあるオプションツアーを用意しております。

以上で、事務局からの全国花のまちづくり札幌大会のご報告を終了いたしますが、最初に、この大会の準備のため実行委員会を設立しているというご説明をさせていただきました。実は、近藤会長に、この実行委員会の委員長にご就任いただき、ご尽力いただいております。近藤会長から補足などがありましたらお願いいたします。

○近藤会長 6月29日に、札幌市の花関係の行事をまとめて、全国からのお客さんに来ていただいて、札幌市民の方も、花に関する情報、活動を促進していただきたいということで企画されております。

講演会も、事例発表会も、地域で花を使って活動されている方にとってはすごく有益なお話になるのではないかと思います。そして、僕自身がなかなかおもしろいと思うのは、現地見学会です。こちらのパンフレットに現地見学会の案内が5番という数字をつけられています。札幌北コース、札幌南コース、札幌郊外コースということで、朝9時から夕方5時、6時までバスに乗って案内していただけるということです。これは、お弁当つきです。これは、僕の学生も連れて行ってやりたいぐらいすごくお得なコースですので、関心のある方は、お誘い合わせの上、全国の花のまちづくりのイベントに参加していただければというふうに思っております。

どうもありがとうございます。

○事務局（西川みどりの推進課長）

以上で、本日の議事と報告事項はすべて終了いたしました。

## 8. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） これをもちまして、第65回札幌市緑の審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上